

### ヘーゲル最晩年の法哲学：『イギリス選挙 法改正論文』をめぐって

滝口, 清栄 / TAKIGUCHI, Kiyoei

---

(出版者 / Publisher)

法政大学言語・文化センター

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

言語と文化

(巻 / Volume)

3

(開始ページ / Start Page)

(47)

(終了ページ / End Page)

(65)

(発行年 / Year)

2006-01-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002943>

## ヘーゲル最晩年の法哲学

——『イギリス選挙法改正論文』をめぐって——

滝口清栄

## はじめに

『イギリス選挙法改正論文』は、ヘーゲルが公表した最後の作品であった。『プロイセン王国官報』（一一五—一六号、一一八号、一八三二年四月）に第三章まで掲載されて、その第四章が印刷差し止めとなった。すでに官報に予告が出ていたが、プロイセン国王が外交的配慮も含めて、その公表を禁じたためという。ヘーゲルのテキストは、イギリス議会の腐敗、君主権の弱体性などについて遠慮なく論じている。このような友好国の内政に対する批評が、国王の不興を買ったという。ただし第四章は私的に印刷して、知人などに配布することは許可された。かつてヘーゲルはヴュルテンベルクの憲法制定に絡んで、『ヴュルテンベルク王国領邦議会論文』をしたためたことがある。それは、古い特権に固執する領邦議会に対して、理性法の立場から国王提出の憲法草案を評価しており、積極的な評価を受けることが多い。それに対して『イギリス選挙法改正論文』は、近代的選挙制度に批判的な扱いをし、またイギリス王権の弱さを問題視する論点を含み、晩年の保守的傾向を示すものというイメージがあった。本稿はこの論文にスポットをあてる。ヘーゲルは、イギリスの病巣と選挙法改正の必然性を描き出し、改正法案が問題の解決に資するものではなく、むしろ改正後に新たな問題を生み出す事情を、存在するものの理解という哲学的

スタンスから語る。歴史から新たな動きを汲み取るというスタンスも生きている。ヘーゲルの思索は歴史に生成の感覚で臨んでいる。ヘーゲルは一八二四・二五年法哲学講義で、立法権が変化していくものであって、制度上新しいものが入り込むであろうと述べていた。<sup>(2)</sup>選挙権と選出方法は、市民としての個人がどのように公的なものに参与し、政治的公共性に内実を与えるかという問題につながる。イギリス選挙法改正問題は、ヘーゲルがたまたま取り上げたものではない。

イギリスでは一八二〇年代に入り、名譽革命以来の選挙法の改正が叫ばれるようになった。そして一八三一年三月一日、下院に改正案が上程された。ヘーゲルはこの改正案を取り上げる。一八三〇年のフランス七月革命の余波はヨーロッパ諸地域に及んだ。この選挙法改正の動きも七月革命の波及によると見られている。ヘーゲルはなぜこの問題を取り上げるのか。この論文はイギリスの社会・政治問題のたんなるコメントなのか。あるいはドイツとくにプロイセン国内への何らかのアピールを含むものなのか。ヘーゲルは七月革命とそれが提起する問題を注視している、一八三〇・三一年冬学期の「世界の哲学」講義はフランス革命以来の現代史と、七月革命に言及している。現代史を総括する視点も念頭において、『イギリス選挙法改正論文』の執筆事情にもアプローチしてみよう。

### 一 『イギリス選挙法改正論文』をめぐる歴史的状況と執筆動機

#### (1) イギリス選挙法改正法案と七月革命の波紋

まずヘーゲルをとりまく歴史的状况はどうであつたらうか。この時期の歴史上の動きをつかんでおこう。一八三〇年の七月革命はブルボン王朝に終止符を打ち、フランス新政府はウィーン体制から離脱した。その後、九月にブリュッセルで反乱が起こり、ベルギーがオランダから独立して、議院内閣制をもつ立憲君主制を打ち立てた。隣国ポーランドでは十一月に反ロシア蜂起が起こり、さらにイタリアでも革命の火種がくすぶっていた。こうして七月革命は、ドイツ連邦のザクセン、ハノーファー、ブラウンシュヴァイク、クールヘッセンなどに波及して、専制的

君主を退位に追い込み、より開明的な君主を迎え入れた立憲的体制を生み出した。すでに立憲的体制をとっていた西南ドイツ諸国でも、改革を求める反政府運動が高まっていた。そこにはウィーン体制下、声を潜めていた自由主義が浮上してきた。ヘーゲル没後の一八三二年には、バイエルン領プファルツのハンバッハ祭に三万余の人々が集まり、人民主権、共和制の樹立、ドイツの統一などを叫ぶようになった。時代は「フォア・メルツ」(一八四八年三月革命前の時期)へと動く。

ヘーゲルはこの動きの中で、一八三〇・三一年冬学期の世界史の哲学講義を行なっている。フランス革命以来の現代史の総括がここにある。カトリック諸国について、良心の解放をもたない、宗教改革抜き革命は成立しない、そして個々人の意志を基礎におく自由主義、原子論の原理が挫折してきたと言う。イギリスについてはどうか。「イギリスほど自由に関する反省と公的な議論が行なわれていた国はほかになかった」(W. 536, 三三〇)としながら、「イギリスの国制はまったく個々の特権と私権が組み合わされてきている」、議会が腐敗の温床になっていると厳しい目を向ける。三月一日に上程された選挙法改正案が議会にどの程度の変化をもたらすか(W. 538, 三三二)に早速目をつける。プロイセン官報が法案の上程を伝えたのが三月九日であり、この学期の最終講義日が三月二六日であるから、ヘーゲルの動きはすばやい。

では、『イギリス選挙法改正論文』の執筆動機はどのような点にあるのだろうか。それはこの状況と関連があるのか。ヘーゲルは論文執筆後、かつて一八一九年、カールスバート決議に抗議して、フンボルト、ボイエントもにハルデンベルク内閣を離脱したバイメ(1765-1838)に返事をしたためている。バイメの書簡(これは残っていない)に対する返事である(一八三二年五月二一日つけ)。バイメは官報掲載の匿名論文がヘーゲルのものではないかと推測し、また国王の命令で中断した第四章を私家版として出すよう提案したのに対して、ヘーゲルは自分が執筆者であることを認めるが、私家版については時間が無いと言う。バイメがヘーゲルの論文を評価したことについて、ヘーゲルはこう応える。「あの論文には、プロイセンの国制と立法を見誤り中傷するときにつねに源泉となるとともに、プロイセンの国制と立法と比べて、イギリス的自由の見事さと周知の名声をもっともなものとして認

める諸原理を利用しようとする傾向があります。この傾向がイギリス選挙法改正法案という機会を捉えたのです。このことからイギリスの国家体制が攻撃されたという見方が生まれかねず、そうしたことは、プロイセンの国家新聞には不適切なものとして最終章を印刷に付することが妨げられたのです<sup>(3)</sup>。

このヘーゲルの発言を受けて、M・ペトリは、ヘーゲルのプロバガンダの目的は、プロイセンとフランスの自由主義を間接的に批判し、プロイセンの制度を評価する点にあると見た。ヘーゲルはおそらく自由主義的な改革の試みの弱点を指摘することで、プロイセン当局の諸政策を擁護しようとしたと言う<sup>(4)</sup>。このプロバガンダ説を不十分とする見方もある。H・ウィリアムズによると、ヘーゲルの論文は政治上のコメントにとどまるのではなく、「すぐれた哲学的洞察を示している。」<sup>(5)</sup>ここでは政治と歴史が微妙に作用しあっている。選挙法改正法案の提案が『法(権利)の哲学』の政治的構造の要件から見て不十分なときにはそれを批判する。ヘーゲルは政治哲学と歴史の哲学の交差の中に身をおいていると言う<sup>(5)</sup>。なるほどペトリのプロバガンダ説がこのような面をカバーしていないとしても、『イギリス選挙法改正論文』は時局をにらんでできたものであり、妥当性を失うわけではない。E・R・フーバーを引くならば、先に述べたような歴史的状況の中で、ドイツ連邦の諸国で、「教養ある上層市民層ばかりでなく、中間階層として小市民、小農民層が、カールスバート決議が始めた長い停滞の後、再び政治的運動に入ってきた。…一〇年来抑圧されてきた世論が、決定に与る政治的力として装いを新たにした<sup>(6)</sup>」。「オーストリアとプロイセンの状態は、自由主義による論駁の対象であった。」<sup>(7)</sup>(ibid.) 自由主義とそこから帰結してくる問題を、ヘーゲルが注視していたことは、まちがいない。プロイセン改革を担ったシュタインもハルデンベルクもイギリスを訪問したことがあり、政治制度上のインスピレーションを受けていたし、ゲンツは著作を通してそのような諸制度のメリットに言及していた。自由主義とイギリスはすぐ結びつく観念であった。ペトリはこう述べる。選挙法改正法案は「自由主義の切望が今や、一七八九年(フランス革命…筆者)でさえラディカルな仕方の影響を与えることのできなかつた体制(イギリス…筆者)の中できつと発酵するはずだという警報を出していた。時代はプロイセンの成果を擁護しなかつ

たのだろうか。：イギリスの趨勢の紛れもない欠陥を詳しく分析することは役に立たないものだろうか。こうしたことが、最初、選挙法改正論文をヘーゲルが計画するようになった思考過程にあったに違いない<sup>(1)</sup>。

## (2) 都市条例改正問題（プロイセン、一八三一年）とヘーゲル法哲学

選挙制度の改正はイギリスだけではなく、プロイセンの問題でもあった。プロイセンは、ウィーン体制のもとで国土を広げたものの、地理的に入り組み、宗派、法慣習の違いなどを抱えたモザイク国家であった。一八二〇年代の後半、プロイセン政府は地方行政の標準化を進め、全国の地方自治体の改革を一八三一年三月一七日に、一八〇八年のシュタインによる都市条例の改正という形でおこなった。E・W・ローマンは、この改正問題に対するヘーゲルの対応と『イギリス選挙法改正論文』に平行関係を見ようとする。「当時のジャーナリズムにとって、イギリスに関する著作はつねにドイツの諸関係と批判的に対決するものだった。：多くの同時代人が進んで迎えたイギリスの諸関係に関するヘーゲルの叙述は、それとは正反対にプロイセンを手本に高める。このような背景をおいて、ヘーゲルの論文を、プロイセンの都市改革論議と関連して投げかけられた問題への回答として読むことは、示唆に富む<sup>(2)</sup>。そこには選挙制度が団体的なスタイルをとるか、それとも原子論的なスタイルをとるかという問題が絡んでいた。市民社会領域が原子論にもとづくときに、政治的国家は組織されないままの群衆と直接向き合わざるをえない。政治的国家の有機的組織化は、市民社会領域での市民的「同輩関係 (Genossenschaft)」にもとづく有機的組織 (ゲマインデ、コルポラツイオン) があって始めて根をもち、正統性をもつとヘーゲルは考えていた<sup>(3)</sup>。特殊の利益と普遍的利益が結びつく中間的団体が、公と私を寸断することなく媒介する。ヘーゲルはこうして国政レベルでも (もとよりプロイセンに全国議会はないが)、地方自治レベルでも団体にもとづく幅広い利益代表を基本に据える。

改正都市条例のポイントは、四州 (プロイセン、シュレジエン、ポンメルン、ブランデンブルク) 以外に条例を拡大、すべての都市住民に市民権を認める、市議員の選挙資格を引き上げる、市会に対する参事会と市長の権限

を強める、営業・移住・土地取得の自由化などにあった。ローマンによれば、すでに一八二〇年代末から改正をめぐり論争が起こっていた。一八〇八年の都市条例は、ツンプトから離れて地域的に編成された市民が選挙母体となり、市民的営業にすでに携わる者（年間二〇〇ターレル以上の収入のある者）は自動的に選挙権をもち、そして「居留民」（新興のブルジョワや教養市民）は選挙権を獲得できる者とされた。形としてはきわめて普通選挙に近いものとなった。また市会はそのから選出される参事会よりも権限をもつとされた。このような規定はスムーズに機能したわけではないが、コゼレックを引くならば、都市条例は「自発性の学校であるだけでなく、同じくリベラな、憲法にもとづく行動の学校であった」<sup>(10)</sup>。

改正都市条例は政治的権利の拡大をめざすよりも、コルポラティブな団体主義的な制約を受けない経済市民の活動に道を開こうとした。すべての都市住民に市民権を認めるといふ点で選挙の団体的性格が薄れたのであった。

ヘーゲル自身はこの改正問題について発言する機会をもたなかったが、ヘーゲル学派ではガンスが改正をめぐる問題で論文を公表している<sup>(11)</sup>。

一八二四・二五年法哲学講義は、「新たなものが破壊されて、形式の変更がおのずと次第次第におこなわれる。立法権は生けるものであり、そこにはさらに特殊な諸制度が入りうる」と述べていた。ヘーゲルは、政治上、市民生活上の諸制度のうちで、議会が最も変化を受けていくものと見ていた。しかも選挙制度は、ヘーゲルの法哲学構想の中で公と私を媒介する重要なテーマであった。プロイセンは七月革命の影響で大きく揺れ動いたわけではない。プロイセンの改革は憲法と議会の創設にまで行きつかなかった。しかし、地方自治レベルで都市条例など見るべきものがあつた。歴史の趨勢から見て、いずれ州議会や全国議会レベルでの選挙制度という問題が浮上するとヘーゲルは見えていたであろう。そのときに、自由主義的に原子論の原理をとった場合、どのような問題が生じるか。イギリスの動きは、プロイセンにとって遠い将来の問題でない。国王の命令で論文の第四章が掲載されなかった点で、論文は「失敗の作」<sup>(12)</sup>であつたかもしれないが、ヘーゲルがイギリス選挙法改正問題を取り上げたことは、ヘーゲルの問題意識ならびに歴史の趨勢から見て、自然の流れであつた。

ところで、イギリスの社会的・政治的状況が大陸諸国（とくにプロイセン）に比べて立ち遅れているというヘーゲルの見方に対しては、さまざまな疑問が投げかけられている。<sup>(14)</sup>これはヘーゲルが意図的に厳しい批判をイギリスに向けた結果であろうか。それは、むしろヘーゲルのニュース・ソースとしての『モーニング・クロニクル』紙の報道姿勢に起因するのではなからうか。

## 二 最後の「世界史の哲学」講義と『モーニング・クロニクル』

### (1) 『モーニング・クロニクル』——功利主義による社会・政治批判

イギリスの体制について、一八一七・一八年法哲学講義は「イギリス人は共同精神をもっている。かれらは各人に自分の権利が生じること、また国家が普遍意志としてかれらの意志、国民自身の意志であることを知っているからである」<sup>(15)</sup>と述べる。またイギリス議会の公開、言論・出版の自由などについて「イギリス国民はどれほどドイツ国民よりも途方もなく先行していることか」<sup>(16)</sup>とも言う。一八二二・二三年法哲学講義、二四・二五年法哲学講義に至っても、議会の公開が公的なものに対する注意を呼び起こし、国民の教養形成にとってきわめて重要であると述べるときに、イギリス議会はその具体例であった。またヘーゲルは、特殊な個の利害が普遍的な法律を通して達成されることが意識される点に、さらに特殊な主観性を満たす上で全体の維持が必要であることが意識される点に、近代国家の強さを見るが、一八二四・二五年法哲学講義は、そのような例としてこう述べた。「たとえばイギリス人は国家に対して大変愛着をもち、大衆はいつも内閣に協力していて、反対派は比較的わずかにすぎない。…一般にイギリス人は、個人の幸せは国家のもろもろの法律や制度が維持されるかぎりて現に存在するのだという意識をもっているので、内政でも外交でも強力なのである」<sup>(17)</sup>。

しかし、ほどなく一八三〇・三一年の世界史の哲学講義は初めてイギリスの国制をプラスとマイナスの両面から取り上げる。イギリスの選挙法改正案の上程を見て、ヘーゲルはこう言う。「問題は、今上程されている改正案が



首尾一貫して実施されるならば、(これまでの：筆者) 統治の可能性をどのくらい残すかにある。」(W. 538. 三七一) ヘーゲルは一八二〇年代に起こった選挙法改正の動きを知っていたことであろう。ヘーゲルは、ベンサムとフィロソフィカル・ラディカルの流れを汲む『モーニング・クロニクル』紙を一八二三年二月ごろから読み始めていたと言う。<sup>(18)</sup> 『モーニング・クロニクル』紙がヘーゲルのニュース・ソースであったことはまちがいない。改革を必要とするイギリスの姿がこの新聞を通して流れてきたであろう。世界史の哲学講義が描くイギリスは改革を求められている。この新聞情報がこの講義に影響を与えている可能性は十分であろう。

『モーニング・クロニクル』は、J・ミルの友人、ジョン・ブラック(John Black)が一八一七年に編集を引き受けた。J・S・ミルによれば「そのときにいたるまでは、イギリスの諸制度とその運営の最も病的な部分に対して、ベンサムと私の父によるものを除いては、ほとんど語られてこなかった。：原理となる素材を提供したベンサム以来、迷信による悲惨な慣行を取り除く上で最大の貢献は、『モーニング・クロニクル』の編集者としてのブラックにある」<sup>(19)</sup>。ペトリによれば「ニュースの一般的カテゴリーは、ベンサムやジェームズ・ミルによってあらかじめ考えられていた改革の一般的プロگرامの中に入っている」<sup>(20)</sup>。そしてホイッグ内閣が当時考えていた政策を実に正確に説明しているという。ここにはイギリスの社会的・政治的制度に対して厳しい批判が並ぶ。M・ペトリの紹介する記事をいくつか見てみよう(ペトリ論文の頁数を記事の後におく)。

司法関係では、ロンドン近郊の州、南部の州での騒乱後の裁判にあたり、一労働者のアピールを見てみよう(一八三〇年一月六日)。「閣下、私は訴えられている告訴に服します。しかし、私は謹んで次の事情を斟酌して私の犯罪を情状酌量して下さるよう切に願います。閣下、私がながらく感じていたことは、一労働者として、私の作ったものうち私が受け取る分が、公平に見て本来受け取るはずのものより少ないということです。：閣下私は貧しいものです。しかし裁判を行なうのでしたら偏りなく執り行って下さるようお願いします。金持ちの教養ある犯罪人を逃がさないで下さい。しかるに貧しく無教育の者は、閣下の仕打ちが厳しすぎると思っています。」(S. 73) あるいは、社会面では、一八三〇年一〇月二八日の記事は、ケントの農民騒乱についてこうコメントする。「ヨ一

ロッパにおいて、イングランドほど社会のきずなが暴力的に切断されている国はない。イギリス社会に広まる荒唐した風貌は、人々に互いにくみ、ねたみ、軽蔑しあうことを教えている。貧しき者は自分たちが楽しむことを禁じられていると感じる。イギリスの貴族制が長きにわたり愛顧してきた体制に対して、われわれはわれわれの声を上げてきた。この体制は、一六八八年に貴族制が支配権を手にしてからずっと支持されてきたものである。」(ibid.) ペトリは「主要記事の最も人目を引く特徴は、階級的反目の強調である」と言う。政治面について、ペトリはこう指摘する。「騒乱と革命というヨーロッパの背景の中にイギリス議会の動きをおくことが、本誌のリポートの最も際立った特徴である。『プロイセン王国官報』が東欧情報の、特にポーランド蜂起に関するニュース・ソースとしてしばしば引用されている。『ラッセル卿による改正法案の提案が伝えられて(二月二日)、二日の一面はすべて、フランス、オーストリア、イタリア、ポーランド、ロシア、さらに遠く中国の革命的事件のニュースで覆われたという。三〇年一〇月二〇日の社説は、改革の障害として、中産階級の小心と利己心をあげる。フランス七月革命がわずか三日で終わり、人々が自制と寛容をせしめたことを知らせる。そしてイギリスの当局が国内の騒乱に対して示す粗暴な態度を取り上げて、こう言う。「われわれは厳しい闘いを抜きにして、この国の貴族制が屈すると考えるならば、自分を欺くことになる。」(S. 24) 憲法についてはどうか。三一年一月四日の社説はこう言う。「下層階級は裁判の面でも、教育の面でも立法府から恩恵を受けていない。しかし、彼らは狩猟法の面で立法府の恩恵を受けている。ロンドン近郊諸州では、飢えて死ぬか泥棒になるかを選択するという点で、恩恵を受けている。」(ibid.) 三〇年一〇月一六日の社説は、一六八八年以来のイギリス国制について、「富める者が人々を貶めることを可能にする仕組みである」と批判を加えている。

『モーニング・クロニクル』はベンサムやJ・ミルの功利主義にもとづく改革プログラムを基調にして、イギリス社会の腐敗に厳しい目を向けている。ヘーゲルが『モーニング・クロニクル』をどう活用していたかは、彼が「論文の第三章で扱う素材のほとんどを議会ニュースから得ていた」というペトリの指摘から窺えよう。一八二四年に「結社法」が廃止されて団結の自由が認められると、この第一次選挙法改正に向かって、中産階級あるいは勞

働者の動きが加速した。イギリス協同組合知識増進協会（オウエンの流れをくむ。二九年五月）、パーミンガム政治同盟（三〇年一月）、首都政治同盟（同年三月）などが結成されて、政治情勢の緊張が高まっていった。この中には選挙権における財産資格を撤廃した普通選挙の要求も出てきていた。<sup>(22)</sup>

## (2) 一八三〇・三一年「世界史の哲学」講義とイギリス

このようなベンサム功利主義に立つ『モーニング・クロニクル』の紙面から、ヘーゲルはさまざまなイギリス情報を得ていた。それはイギリス社会の先進性を指摘するものではなく、むしろ「最大多数の最大幸福」の立場から病巣を指摘するものであった。「イギリスの国制は純然たる私権と特殊な特権から成り立っている。…これらの特殊な利害関心は既得権をもっていて、それは封建法の古き時代に由来して、イギリスでは他の国よりも多く保存されている。それは不条理きわまるものであって、最高の不法である。實在的自由の諸制度について、イギリスほど行き届いていない国はない。」(W. 537, 三七〇)さらに世界史の哲学講義は議会と選挙制度について、次のように語る。「イギリスでは議会が統治をおこなっている。」(ibid. 同前)議員の選挙にあたっては、買収がおこなわれている。これを、ヘーゲルは「まったく不合理で、墮落した状態」(ibid. 同前)と言う。イギリスは大きな改革を必要とする。この視点は『法（権利）の哲学』にも法哲学講義にもなかった。

では、ヘーゲルはかつてのイギリス評価を捨てたのであろうか。世界史の哲学講義は、改革を求められるイギリスの姿とともに、その体制の強みに言及する。イギリスには議会の公開、全身分に公的集会を開く習慣、出版の自由があった。だから、そこにフランス革命の「国民全階級における自由と平等」を受け入れる可能性があったにもかかわらず、イギリスの国制は揺るがなかった。「この普遍的な諸原則をつかむには、イギリス国民は教養の点であまりにも愚鈍であったのだろうか。」ヘーゲルはこう答える。「イギリスほど自由について反省や公開の議論が行なわれたところはない。…イギリス国民はフランスの解放に賛同したが、自国の体制と自由について誇りをもっていたのである。」(W. 536, 三六九)そして、フランスの中央集権制は、内閣が行政権を一手に握り、他の人々をな

すがままにしておくのに対して、イギリスでは「どの地方自治団体も、その下部のどの自治体や結社も自治を行なっている。このようにして公共的利害関心が具体的になり、特殊な利害関心もこの公共的利害関心の中で知られ主張される。…だから、抽象的な普遍的原理はイギリス人にとっては何も語っていないに等しい。」(W. 537, 三七〇) このような次第で「イギリスほど政府の行うことが少ないところはない。」(Ibid. 同前) またヘーゲルはこうも言う。「イギリスの物質的生活の基礎は、商業と工業にある。全世界に文明を伝道するという偉大な使命を引き受けたのである。」(W. 538, 三二二)

ヘーゲルにとって、イギリスにはこのように先進性がある。しかし『モーニング・クロニクル』の情報は、イギリスの選挙法改正問題が、政治的に安定していたイギリスを大きく揺るがしているというものであった。選挙法改正がイギリス社会にどのような影響を及ぼすか。ヘーゲルの関心は高まる。

### 三 「実在的自由の実現」と時代の趨勢——イギリス選挙法改正法案

#### (1) イギリスに求められるもの——公と私の脱構築

イギリスでは、一八二〇年代を通して選挙法改正を求める声が高まってきたが、おもに貴族や地主階級からなるトーリー党内閣は改正に動かなかった。一八三〇年六月に改革の障害と見られていたジョージ四世が死去して、改革も期待を寄せていたウィリアム四世が即位した。十一月十六日、改革を拒否してきたウェリントン内閣は議会内外から批判をあびて総辞職した。代わって改革派のグレイ内閣(ホイッグ党はこの年、自由党と改称する)は、三一年三月一日、選挙法改正法案を下院に提出したのであった。この法案は三月二三日、三〇二対三〇一で第二読会を通過した。ヘーゲルは、ここから下院が三月三〇日に閉会するまでを扱う。なお、下院は四月一日に再開する。ただし、選挙法改正問題にアイルランド問題が絡んで審議は紛糾した。四月二三日、国王は下院の解散を命じた。総選挙でホイッグ党は一三六名の当選者を出し、九月に第二法案が下院を通過したものの、上院は一〇月八日それ

を否決した。さらに第三法案が十二月上院に提出され、翌年六月四日に上院の第三読会を通過して、法案は成立した。こうして、イギリスの選挙人は十六万から九十三万に増えた。法案の骨子は、一二〇名を選出している人口二〇〇〇人以下のポロ(六〇)に選挙権を与えない、人口二〇〇〇人から四〇〇〇人までのポロは一名を選出する、これにより四六の議席がなくなり、新たに二七都市、ロンドンなどに九八の議席を新設する、そして選挙資格を一〇ポンド以上の納税とする、というものであった。

ヘーゲルはこのような改正案の背景に、さまざまな封建的遺制を見て厳しく批判する。それは、かつて故国ヴェルテンベルク王国の憲法制定問題をめぐり、古き善き法(実定法)、旧弊に固執する領邦議會を厳しく批判した『ヴェルテンベルク王国領邦議會論文』(『ハイデルベルク文芸年報』一八一七年十二月から翌年初頭にかけて掲載)を思わせる。選挙権はこれまで特権として、財産権と同一視されて、議席の大多数は上層階級の手にある。しかも議席は投票権をもつ人たちが賄賂を贈り、あるいは正式に金銭を払うことで、手に入れられている。「国民の政治的腐敗を物語る、これと同じような兆候を、ほかの国について指摘することは困難なことであろう」(H. 329, 一八三)とまでヘーゲルは言う。ここには、「ドイツ諸国を含むヨーロッパ各国に、法と権利の両面にわたる改定が進んでいる」という認識がある。イギリスは大陸諸国に先んじていながら、この時代の趨勢に遅れをとっている。「イギリス憲法は、終始、国王や議會から特別の機会に授与されたり、買入れられたり、贈与されたり、あるいは国王や議會より強奪されたところの特殊な権利、自由、特権にもとづいている。」(W. 334, 一八六)ここには法の学問的改定、そして普遍的な基礎を具体的なものに適用して貫くという「進歩に関する契機」が欠けている。<sup>(24)</sup>

ヘーゲルは選挙法改正法案が「制度の変革」(H. 330, 一八三)に向かっていく点を「正しい道」と認める。ヘーゲルは社会生活に見られる教会の十分の一税、領主権、狩猟権、アイルランドを収奪する過酷な数々の条例を取り上げて、「大陸諸国では、このような権利の廃止が、福祉の向上と本質的自由の重要な基盤と見られている」(H. 333, 一九三)と言う。イギリスは、公と私の両面にわたる立て直しが必要なものである。しかし、何がそれを阻んでいるのか。「統治権力が理性的国家法や真の立法に矛盾する多くの特権を所有している人々の手中に握られているとい

う単純な理由にある。」(E. 336, 一八七) それだけでない。「国民的自負」、「名声と富裕」(E. 360, 二〇五) などが、すでに大陸諸国で進んでいる法制度の改革と進歩について学ぶことから遠ざけてしまった。この改正法案は、ある者には他の領域への波及を期待させ、またある者には現状を支えている法的基盤の転覆を喚ぎとらせている。

そして「法の改定」には何が必要か。「まったく実定的な特権や、伝統的な私的利益や、大衆の蒙昧さに対抗して、国家の安寧、臣民の幸福、国民の全般的福祉という諸原理に実在性を与えるためには、立法活動に同時に君主に固有の権力が結びつかねばならない。」(E. 336, 一八七) ここでヘーゲルは、プロイセンのフリードリヒ大王、オーストリアのヨゼフ二世、フランスのナポレオンなどを念頭においているが、この法の改定の促進という点で、イギリスの王権に多くは望めないというのである。<sup>(25)</sup>

## (2) 普通選挙の弊害——政治的公共性の空洞化と政治的無関心

さて、選挙法改正案は選挙区の改廃を行ない、選挙資格を一〇ポンド以上の納税としていた。国民の重要な利益代表という議会の機能はどのような変化を受けるかという点に、ヘーゲルはスポットをあてる(論文第三章)。「さまざまな重要な国民の諸利益は、全体的な議会のうちに代表されなければならない、というのがイギリスに固有の視点である。」(E. 363, 二〇七) この視点が古くからヨーロッパの国会や地方議会の選出の基礎にあった。イギリスではこの考えに支えられて、「金融、商業、貿易」(E. 363, 二〇九) などが腐敗に身を投じて賄賂、買収によって議会に代表を送ってきた。ヘーゲルはこれを必然的なものを偶然的なものにゆだねる「憲法の欠陥」と言う。しかし、ヘーゲルの視線はさらに先にある。「諸階層の間で有機的に異なるもろもろの利益は、多くの国家において、確かに現在の状況にもはや完全に適合しなくなっている。イギリスと同じく上述の他の利益が今や強力なものとなっているからである。」(E. 364, 二〇八) ヘーゲルは、この国家生活の現実的基礎が「意識的にはっきりと取り上げられなければならない」(ibid. 二〇九) と言う。新しい階層の動きをはっきりと視野に入れるという表明がここにある。

では、改正法案はどういう性格をもつのか。ヘーゲルの見立てによれば、それはなお「古い特権と、あらゆる市民が代表を選出するときに平等な選挙資格をもつべきであるという普遍的原理との混合物」(E. 368, 211)にかならない。この不整合が際立っている。この原理を徹底すれば「革命」となるであろう。しかし、「三つの王国(イングランド、スコットランド、アイルランド…筆者)の中流および下層階級の人々がこの法案に一般にきわめて満足しているように見える」(E. 368, 211)ことから、そして「イギリス国民のいわゆる実利的気性」から、「抽象的平等という形式的原理」が人々を動かすことはないだろう。

ヘーゲルはむしろ投票権の普遍的配分を求める欲求と、それを実際に行使する際のアンバランスに注意を喚起する。原子論を原理として選挙権を量的にだけ拡大するならば、かえって一票は羽毛のように軽いものとなり、選挙人と代議士とのつながりが希薄となる。フランス人たちは国民主権の発動としてのこのような政治的参与が取るに足りないことに気づき、それを補うために「暴動やクラブ・結社などの形で事柄に関与して、権利を調達しようとしている」(E. 381, 219)このようなフランスの「経験」から、普通選挙そのものの難点を示そうとする。これは近代の選挙制度への原理的批判である。

### (3) 危機の所在——新野党の未熟と革命の誘惑

重要な問題はその先にある。ヘーゲルの関心は、選挙法改正からイギリスに生じてくるものは何かという問いに向かう(第四章)。「イギリスにおいては巨大な富と救いようのない貧困との間の差異がきわめて大きいが、それと同じくらいに、いなそれ以上にイギリス貴族の特権、そして一般にイギリスの実定法制度と、他方大陸の文明化された国家で形づくられている権利関係と法律、そして原則との間に見られる差異は大きい。」(E. 391, 226)これはすでに『官報』の公表部分で指摘されていた。選挙法改正で議会には「新しい人々」(ibid. 同前)が進出してくるだろう。それは、社会の旧弊に対して影響を及ぼさずにおかない「理念」に道を開くであろうと、ヘーゲルは言う。それは、フランスでは行き過ぎた抽象、暴動となって現れ、ドイツでは封建的関係の「現実的、平和的、漸

進的、合法的な改革」(E. 390, 二二五)を生み出した「理念」である。ヘーゲルの見るところ、イギリスはフランスの道は歩まないであろう。一八三〇・三一年の世界史の哲学講義ですでに語っていたイギリスの肯定的な面をヘーゲルはあらためて確認する。「これまでの制度の下で、イギリスの議員も、一般のイギリス人も、より実際的な国家感覚をもち、政府や統治がどのようなものであるかについて明確な観念をもっている。…市民生活の状況がきわめて自由で具体的であるために、自由の形式的原理は、下層階級——一般に自由の形式主義を最も受け入れやすい——の上の階級においてはすくなく受け入れられることはないだろう。」(E. 403, 二二三)この点でヘーゲルのイギリス観はきわめて一貫している。

では危機はどのような地点に生まれるとヘーゲルは見るのか。法案を通して「原理」が人々の関心の的となり、議会の中で争点と化したときに、議会の経験が浅く、与党と互角に渡り合うにいたっていない野党は、「国民のうちのみずからの力を求め、改革の代わりに革命の導入に誘惑されるであろう。」(E. 204, 同前)しかし、統治権力は実質的に議会にあり、「君主権の原理は、イギリスにおいてはもはや喪失すべき何もものも有していない。」(E. 393, 二二七)とすれば、「このときには、実定的な特権の利益と実質的自由の要求との間に、両者を抑制し、これらと和解させる、より中間的にして、より高い権力が欠けているだけに、闘争はきわめて危険なものとなるであろう。」(E. 404, 二二三)このような仲裁の機能をもつ君主権は、かつてヘーゲルに思想的影響を与えたバンジャマン・コINSTANを思い起こさせる。<sup>(25)</sup>

### 結びにかえて

選挙法改正問題は、ヘーゲル法哲学にとって軽い問題ではない。政治的国家と市民社会からなる人倫的共同体が機能するためには、市民的自治にもとづく中間団体と、それを土台とする代表選出が重要であった。それが公的なものと私的なものを媒介する機能を果たし、政治的安定をもたらす。イギリスの選挙法改正問題は、この選出方法



に関わる。立法権は生けるものと一八二四・二五年講義は述べて、注意を喚起していた。その線上にこの論文はある。ヘーゲルは選挙制度について団体主義的なスタイルを構想するが、『法（権利）の哲学』三〇八節、『イギリス選挙法改正論文』は、それを教条的に復唱するのではなく、一八二四・二五年法哲学講義の発言にそって、実際に生じてくる事態を凝視している。

『イギリス選挙法改正論文』は、本論の検討を通して「極めて思慮深い社会批判の編一<sup>(26)</sup>であることが分かるであろう。イギリス社会がなぜ改革を求められているか、そして改革という時代の趨勢の中で、選挙法改正法案がいかなる意味をもち、将来どのような問題をもたらすかを冷静に見極めようとしている。そして近代社会はよりダイナミックな動きを見せ始めた。イギリスの選挙法改正はその端緒でもある。ヘーゲルはその動きに触れている。「われわれは多くの君主制が設立されるのを経験してきたが、そこでは統治権力は行政権力として、純然たる立法および司法の権力から形式的に分離したものであることがはっきりとうたわれ、そのうえ前者はたんに装飾と榮譽をもつにすぎないものとして立てられている。しかし、このような場合に、内閣の任命がつねに議論と争いの中心になっている。そしていわゆる立法をもっぱらとする権力が勝利を得ている。」(E, 384, 112-113)ヘーゲルはフランスのケースをあげているが、前年のベルギー憲法も視野に入っているであろう。歴史が語るものを読み取るという開かれたスタンスの中に、ベルリン期そして最晩年のヘーゲルの法哲学的思索がある。

引用は次の略号と、その頁数で、邦訳は漢数字で示す（訳文はそのままではない）。『法（権利）の哲学』（藤野・赤沢訳、中央公論社、世界の名著）は節番号で示す。

W : Hegel, Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte. In: G. W. F. Hegel Werke in zwanzig Bänden 12, Frankfurt a. M., Suhrkamp Verlag. 本稿はスーアカンフ版を用いる。なお、近代についてはアーカンダイクの筆記録が発見されている。『ヘーゲル歴史哲学講義』（下）長谷川宏訳、岩波書店

E : Hegel, Über die englische Reformbill. In: G. W. F. Hegel Gesammelte Werke. In Verbindung mit der Deutschen Forschungsgemeinschaft, hrsg. von der Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften, Hamburg, Felix Meiner Verlag. 『イギリス選挙法改正法案について』上妻精訳、『ヘーゲル政治論文集』（下）所収、岩波書店

## 《注》

- (1) ローゼン克蘭ツは、晩年のヘーゲルの政治的見解は保守化して、近代的な選挙制度も没理性的なものに映ってきた。「この論文にはすでに病的な違和が感じられる」(『ヘーゲル伝』中楚肇訳、みすず書房、一九八三年、三五五頁)とまで言う。またK・フィッシャーも同じように保守的ヘーゲル像を描き出した(『ヘーゲルの生涯』玉井・磯江訳、勁草書房、一九七一年、二五四頁)。なお、『イギリス選挙法改正論文』についての近年の成果に、山崎純『神と国家』ヘーゲル宗教哲学(創文社、一九九五年)第四章第二節「七月革命の衝撃と宗教・国家論の最後の検証」、金谷佳一「イギリス選挙法とヘーゲル」(加藤・滝口編『ヘーゲルの国家論』所収、理想社、二〇〇六年)がある。参照を請う。また邦訳(『ヘーゲル政治論文集』(下)の訳者注(上妻精)、解説(金子武蔵)とも詳細で有益である。
- (2) G. F. W. Hegel: *Voresungen über Rechtsphilosophie* 1818-1831, Ed. v. K.-H. Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1973-74, Bd. 4, S. 697. 『クーゲル法哲学講義』長谷川宏訳、作品社、二〇〇〇年、五五八頁。
- (3) H. Schneider: *Dokumente zu Hegels politischen Denken* 1830/31, 1. Ein Brief Hegels an v. Beyrme. In: *Hegel-Studien* Bd. 11, 1976, S. 81
- (4) M. J. Peiry: *Propaganda and analysis: background to Hegel's article on the English Reform Bill*. In: *The State and Civil Society*. Ed. by Z. A. Pelczynski. Cambridge 1984, pp. 137-159.
- (5) Howard Williams: *Political Philosophy and the Philosophy of History in Hegel's Essay on the English Reform Bill* *In Hegel-Studien* Beiheft 35, 1995, Bouvier Verlag, Bonn, S. 239, 247
- (6) Ernst Rudolf Huber: *Deutsche Verfassungsgeschichte* Seit 1789, Band II, Nachdruck der zweiten, verbesserten Auflage, W. Kohlhammer Verlag, Stuttgart Berlin, Köln, Mainz, SS. 31-32.
- (7) M. Peiry, *ibid.*, S. 86.
- (8) Elisabeth Weisser-Lohmann: *Englische Reformbill und Preussische Städteordnung*. In: *Hegel-Studien* Beiheft 35, 1995, Bouvier Verlag, Bonn, S. 281.
- (9) G. F. W. Hegel: *Voresungen über Rechtsphilosophie* 1818-1831, Ed. v. K.-H. Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1973-74, Bd. 4, S. 692. 『クーゲル法哲学講義』長谷川宏訳、作品社、二〇〇〇年、五五三頁(ガンス『法(権利)の哲学』二九〇節「補遺」に収録)。
- (10) Reinhard Koselleck: *Preussen zwischen Reform und Revolution*, 2. Aufl. Stuttgart, Klett-Cotta, 1972, S. 565.
- (11) Eduard Gans: *Über die Preussische Städteordnungen* Rezension. In: *Beiträge zur Revision der Preussischen Gesetzgebung*. Hrsg. von Dr. E. Gans. Berlin 1830-32, 260-292.

- (12) Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831, Ed. v. K.Jitting, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1973-74, Bd. 4, S. 697, 五五八頁。
- (13) 『ヘーゲル政治論文集』(下)、岩波文庫、金子武蔵「解説」三三四頁。
- (14) 同前、三四八一-三五四頁。
- (15) Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft (1817/18), Nachschrift P. Wannenmann, hrsg. von C. Becker et al. 1983, § 129, S. 180.
- (16) *ibid.*, § 154, S. 237.
- (17) Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831, Ed. v. K.Jitting, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1973-74, Bd. 4, S. 482, 三三三頁。
- (18) ストリは『モーニング・クロニクル』に関連する一八二二年から二十年代後半のノート、メモを『ヘーゲル研究』誌にまとめてみる。M. J. Petry: Hegel and the Morning Chronicle, In: Hegel-Studien Bd. II, 1976, SS. 11-80.
- (19) J. S. Mill 『ミル自伝』(一八七三年) 朱牟田夏雄訳、岩波文庫、八四頁。
- (20) M. Petry, *ibid.*, S. 72.
- (21) M. Petry, *ibid.*, S. 76. またペルチンスキーは「ヘーゲルが読んでいたラディカルな新聞(複数…筆者)は差し迫った革命の危機とどう脅しを助長していった」と述べ(Z. A. Pelczynski, Hegel and British Parliamentarism, In: Hegels Rechtsphilosophie im Zusammenhang der europäischen Verfassungsgeschichte, hrsg. von H.-Ch. Lucas und O. Pöggeler, Stuttgart-Bad Cannstatt, frommann-holzboog, 1986, S. 107)。<sup>6</sup>ヘーゲルが一八三二年の選挙法改正とその後のイギリスを見ることはなかった。しかし「ヘーゲルが長生まじして、改革法がイギリスのもろもろの法律や制度に与えた有意義な成果を見たならば、晩年の批判をいくぶん改めたかもしれない。」(*ibid.*, S. 109)
- (22) 古賀秀雄『チャーチスト運動の研究』ミネルヴァ書房、一九七五年「第一章 チャーチズムの成立」による。
- (23) なお、ドイツ各国の動きについて、個人が封建的関係から解放されて「権利の法律」(シュタインの改革など)が、そして「国家の法」ができたこと、統治が官僚機構の中で安定していること、制度や法律が整うにつれて「最終決定」の契機である君主は、なほ重要でなくなることを語られている(W. 538 f., 三三二-三三三)。ここには格別ドイツを飾り立てる内容はない。
- (24) ベトリは、この点について「ヘーゲルは論文の最初の部分でまったくベンサム的手法で、法の合理的側面と実定的側面に鋭い区別を行なう」(Petry, *ibid.*, S. 76)とベンサムとの関連を示唆する。
- (25) ヘーゲルの法哲学的構想の中では、君主権の問題については、拙論「ヘーゲル国家論とホトト、グリースハイム講義筆記

録——現代史の総括、そして歴史的生成の視点」(加藤・滝口編『ヘーゲルの国家論』理想社、二〇〇六年、所収)を参照されたい。

(26) アウイネリ『ヘーゲルの近代国家論』高柳良治訳、未来社、一九七八年、三三二頁。

(ドイツ思想・市ヶ谷教養教育センター兼任講師)